

令和7年度第2回清掃審議会

会議録

令和7年8月25日（月）午後 2時開会

会場 白山会館 2階 胡蝶

令和7年度第2回清掃審議会会議録

日時 令和7年8月 25 日（月）

午後2時から

会場 白山会館 2階 胡蝶

- 出席委員 関谷会長、伊藤委員、飯泉委員、石本委員、遠藤委員、川口委員、斎藤委員、月岡委員、徳善委員、村井委員
- 欠席委員 乙川委員、坂上委員、野澤委員、長谷川委員、村木委員
- 事務局 小泉環境部長、堀内循環社会推進課長、袖山廃棄物対策課長 ほか

1. 開会

- 司会(宮崎循環社会推進課課長補佐): それではただ今より令和7年度第2回清掃審議会を開会いたします。始めに循環社会推進課長の堀内から一言ご挨拶させていただきます。

- 堀内循環社会推進課長: 皆様こんにちは。循環社会推進課長の堀内でございます。

第2回清掃審議会開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本来であれば環境部長の小泉がご挨拶するところでございますが、別用務にて、代理ということで失礼させていただきます。

まずもって委員の皆様におかれましては、非常にお忙しい中、そしてこのようにお暑い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より廃棄物行政並びに資源循環の本市の取組みにつきまして格別なるご理解、ご協力を賜っていますことをこの場をお借りしまして心より御礼を申し上げます。

本日は、今ほど司会のほうからご案内のように、本年度に諮問事項である「ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定」につきまして、これまでの改定の経緯や、今後の方向性などをお示しし、勉強会を含め、これまでに合計3回にわたりご審議をいただいた中で多くのご意見を頂戴しております。

委員の皆様よりいただいたご意見は、答申案に反映するとともに、今後の環境、廃棄物行政を進めるうえでの施策や取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

本日は答申案をお示しいたしますので、詰めの審議をいただきたいと思いますと考えております。

また、令和6年度のごみ量の実績や、市民還元事業の点検結果のほか、今年度の重点事業である、製品プラスチック分別収集・再商品化の実証実験について、ご報告をする予定としております。

清掃審議会の開催は、本年度2回目でございますが、本日が、現委員で行う最後の審議会となります。

皆様からの自由闊達なご意見を頂戴できればと思っております。

はなはだ簡単ではございますが、第2回清掃審議会開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 司会：本日でございますが、乙川委員、坂上委員、野澤委員、長谷川委員、村木委員は都合により欠席となっております。

本日の会議は、15 名中 10 名の委員がご出席でございますので、新潟市清掃審議会規則で規定しております委員の定数の半数以上の出席を得ておりますので、会議が成立しておりますことを申し添えます。

それではこれより議事に移りたいと思います。ご発言の際はお手元のマイクをご使用いただければと思います。それではこの後は、会長より議事を進行していただきます。会長、よろしくお願いいたします。

2. 議題

■ (1) ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定にかかる答申案の確認について

- 関谷会長：皆さんこんにちは。お暑期中、ありがとうございます。それでは、さっそく議事のほうに入りたいと思います。委員の皆さんにおきましては、少ない人数でございますけれども、円滑かつ闊達なご意見をいただきたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

では、まず次第の2の議題1、ごみ処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定に関わる答申案の確認について事務局から説明をお願いいたします。

- 堀内循環社会推進課長：それでは、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定に係る答申案の確認について資料1と2をご覧ください。

まず、答申案の確認に入る前に、前回の討議内容の確認。「おさらい」ということで、事前に配付させていただいております資料1-1の A4 のカラー刷りの横版の資料。「第1回清掃審議会での討議結果」になります。

左半分が事業系ごみ処理手数料について、そして右半分が家庭系ごみ処理手数料についての討議内容となっております。

どちらも上から「事務局説明」。そしてその下が委員の皆様の意見となっており、一番下に討議結果を記載しております。

討議の結果といたしましては、左側の事業系ごみ処理手数料が、現行の 10 キログラムあたり 130 円で据え置き。右側の家庭系ごみ処理手数料は 10 キログラムあたり 100 円が妥当という結論になっております。

なお、事業系ごみ処理手数料については、委員より「据え置きとするようであれば、令和元年度の答申書を踏まえ、事業系の食ロス量が減少している等の理由があったほうがいいと思う。」という意見がございましたので、その場でお示しできておりませんでした。が、事業系の生ごみ量の推移をこの資料の中で記載しております。併せてご覧いただければと思います。

資料1-1の説明は以上になります。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

- 関谷会長：ありがとうございました。**資料1-1**に関しましては前回の振り返りの説明でもありましたので、これまで、皆さんでかなり議論を重ねてきたのでございます。

改めて伺いますが、今、皆様、ご意見等々ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、意見がないということで、次の議題に移らせていただきたいと思います。

引き続きまして、**資料1-2**について事務局から説明をお願いいたします。

- 堀内循環社会推進課長：それでは続きまして、**資料1-2**答申書案について、2枚めくっていただきまして、裏側の1ページを説明させていただきます。「はじめに」と書いてあるところでございます。

内容の確認となりますので、記載のとおり読み上げをさせていただきます。

新潟市清掃審議会(以下「審議会」という。)は、「新潟市附属機関設置条例」の規定により設置され、令和7年5月20日に、新潟市長から「ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について」諮問を受けた。

審議会では、勉強会を含めた合計3回の会議を開催し、諮問事項に関する現状や課題を整理しながら、事務局から提示された資料やデータの説明に対して、活発な審議を行った。

続いて2ページ目「1答申内容」でございます。

こちらは討議の結果を家庭系と事業系に分けたうえ、分かりやすいよう表で記載しており、家庭系については 60 円から 100 円へ見直し、事業系については据え置きという記載内容となっております。

続いて「2審議内容」と「3附帯意見」は記載のとおり読み上げさせていただきます。

2 審議内容

(1)家庭系廃棄物について

かかっている経費を徴収できていない点や、他都市と比較しても低廉な料金のため、処理原価相当額を徴収することは必要と考えるが、市民への影響を考慮した段階的な値上げが望ましい。

(2)事業系廃棄物について

処理原価相当額を徴収できている点や、事業者への影響から現状維持が適当と判断する。

3 附帯意見

(1)家庭系廃棄物については、今後の処理原価の動向も注視しつつ、処理原価相当額を確保するため、段階的な値上げも検討されたい。

(2)今後、家庭系廃棄物の処理手数料を改定する場合は、粗大ごみ処理券や指定袋との料金水準バランスも考慮することが望ましい。

最後は次のページ「4その他」として、(1)委員名簿、4ページ目、(2)審議経過ということで、昨年の11月に行った勉強会から、今年の9月に予定している答申までを記載しております。

答申の日付については、本審議会終了後、答申書の準備が整い次第、審議会会長と本市において調整をし、執り行う予定としておりますので、お含みおきいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日欠席されている委員の皆さまについては、事前に今回の答申書案に対する「意見書」の提出をお願いしておりましたが、特段、修正する箇所はございませんでした。

以上で、答申書案についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- 関谷会長：ありがとうございました。以上で答申案の説明をいただきましたけれども、委員の皆様から改めてご意見等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

特にないということで。ありがとうございます。

それではこの内容をもってして、答申書を提出することとしたいと思います。

答申日につきましては、事務局と調整のうえ、9月中に行う予定でおりますので、改めてよろしくお願いいたします。

では次の議題に移らせていただきます。

議題2の今度は新潟市清掃審議会規則改正について、事務局から説明をお願いします。

■ (2)新潟市清掃審議会規則改正について

- 堀内循環社会推進課長：ありがとうございます。それでは資料2-1でご説明をいたします。1枚ものの紙でございます。

「1 現在の規則における問題点」(1) 清掃審議会委員の任期に、記載のとおり、新潟市清掃審議会規則は、昭和 41 年に制定され、当初より 10 月1日からの2年間を任期として運用してきております。

しかしながら、年度途中の委員改選は、(2)にございますように、年度途中で改選が実施されるという問題がございます。

実際には、特に問題は発生しておりませんが、昨年度の「一般廃棄物処理基本計画」の見直しのように、諮問から答申まで半年の期間を要する案件となると、タイミングによっては検討の最中に委員の改選が行われるという問題が考えられます。

については、新潟市清掃審議会規則の一部を改正し、任期を年度区切りに改正したく、本日の議題とさせていただきます。

改正の内容について説明をいたします。

「2 規則改正案」に記載のとおり、令和7年 10 月1日からの委員委嘱期間を、従前、10 月1日から2年後の9月 30 日までの任期であったものを、この任期に限り、10 月1日から1年半後の3月 31 日までに短縮したいとするものでございます。

規則上の変更点については、資料2-2改正案をお配りしてあります。

規則上の任期を変更する場合は、本来、規則第3条の任期を改正することとなるのですが、次の任期のみを変更したいとする時限的なものですので、資料2-2、3ページにあるように附則に追記することを予定しております。

新潟市清掃審議会規則の改正については以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 関谷会長：ありがとうございました。それではただ今の説明につきまして、委員の皆さまから質問ないしご意見等ございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは議題2の新潟市清掃審議会規則改正につきましては手続きを進めていただきたいと思います。では3番に行きます。

それでは続きまして次第の3。今度は報告に移らせていただきたいと思います。(1)の令和6年度ごみ量実績について事務局から説明をお願いいたします。

3. 報告

■ (1)令和7年度ごみ処理手数料の市民還元事業について

○ 堀内循環社会推進課長:それでは資料3、A4の横版のカラー刷りの資料になっているかと思います。

前年度のごみ量につきましては、8月の下旬頃に確定していくという流れになってございまして、10月に令和6年度の決算議会がありますが、この場でもごみ量の実績についてご説明することになっており、同内容の資料となっております。

それでは説明をさせていただきます。まずは、左上段のグラフ「家庭系ごみ排出量の推移」をご覧ください。

令和6年度の家庭系ごみ排出量は、青い色で示された収集ごみが11万5,750トン、その1つ上の茶色の棒グラフのところ。直接搬入ごみ。これが1万2,604トン。そしてさらにその上の、オレンジ色の色塗りの部分、収集の資源が3万7,603トン。そしてその上、最後の色塗りの部分、集団・拠点回収が1万7,195トンであり、家庭系ごみの総量は18万3,152トンと、前年度と比較して6千23トン。率として約3.2パーセントの減少となりました。

続いて下段の内訳をご覧ください。家庭系ごみの総量は前年度比で6,023トン減少しています。収集ごみは前年度比で4,273トン減少しており、中でも燃やすごみは3,814トン減少しております。

直接搬入は、令和2年度をピークに減少しておりましたが、令和6年度は前年度比で12トンではありますが、微増となっております。

収集資源は前年度比で411トン減少しており、集団・拠点回収は1,351トン減少しております。

拠点回収においては、新型コロナウイルスの流行以降、拠点回収を中断していた古布・古着について、令和6年度より再開いたしました。再開後の回収場所は以前の回収場所から変更がございましたが、年間で70トンの回収がありました。

また、集団資源回収においては、紙類の回収量は大幅に減少するなか、古布・古着の回収量は1トン増加しております。

次に、右上段のグラフ、事業系のごみ排出量の推移でございます。

令和6年度の事業系ごみ排出量は、青色の許可ごみが6万9,950トン、茶色の直接搬入が2,221トン、黄色の公共ごみが2,067トン、緑色、資源が445トンであり、総量は7万4,683トンとなり、前年度と比較して550トン減少しております。

下段をご覧ください。事業系ごみ量は前年度比で550トン、率として約0.7パーセント減少しており

ます。

次にリサイクル率です。リサイクル率は、ごみの総量のうち、どのくらいの量がリサイクルされたかを示すものです。令和6年度は環境省公表値で 23.0 パーセントと、前年度より 0.1 ポイント減少しております。

これは集団資源回収での雑誌や新聞等、古紙類の減少によるものが大きいと考えております。

最後に1人1日あたりのごみの総排出量です。

これは、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた、ごみ総排出量をその年の人口と年間日数で割り、1人1日何グラムごみを排出しているかを示すものでございます。

令和6年度は 922 グラムとなっており、前年度より 13 グラム減少しております。

これは家庭系ごみが 6,023 トンの減少並びに、事業系ごみが 550 トン減少したことによるものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○ 関谷会長：説明ありがとうございました。委員の皆さん、質問等ございますでしょうか。

○ 斎藤委員：ひとついいですか。

○ 関谷会長：はい。

○ 斎藤委員：古布・古着の回収は令和6年から始まりました。それで、私も地元のほうで所定のところに持っていくことが面倒くさいというように、集団回収、古紙の集団回収の時に古布・古着を出してもらって、まとめて私らだと鎧漕クリーンセンターに持ち込むのですが、それをやっと今年から始めたところです。

それで、割と何と言うのかな。ずっとやっていなくて、しばらくやっていなくて始まりました。

でも、しっかり 70 トンという数量が出ているということは、やはり古布・古着を回収していますからという人はたくさんいたのだなということを本当に思いました。

私も年2回なのでですけども、5月と 11 月に、地元の人で持ち込みがちょっと難しいという人から古布・古着を回収して、だいたい乗用車にぱんぱんになるぐらい集まるので、少しは貢献しているかなと思っています。

始まると本当にほっとしております。ありがとうございます。

○ 関谷会長：ありがとうございます。そうしたら質問でなく意見。

○ 斎藤委員：意見でした。

○ 関谷会長:ということですね。ありがとうございます。

○ 堀内循環社会推進課長:地域の取り組みということで、大変感謝しております。

集まった古布、あるいは古着につきましては、機械、製造所などの機械の油取りをするウエスとか、あとは機械製品の緩衝材の繊維のようなものに活用、リサイクルをされるということで大切な資源の1つかというふうに思っております。どうもありがとうございます。

○ 関谷会長:ありがとうございます。他はいかがでしょうか。副会長大丈夫ですか。ありがとうございます。

ちょっと1点だけ私から質問させていただきたいのですが、家庭系ごみ量の黄色の部分のこの表の一番下、古紙の下になりますが、これは「えだは・くさ」と言うのですか。ちょっと読み方が分からないのだけでも、これが増えていることに対して、市役所としてどのような現状認識と今後の対策のようなことを考えておられるかと。

災害ごみのような、災害の激甚化に伴ってこういうニーズが高まっていると思うので、ちょっと1点確認させていただければと思います。

○ 堀内循環社会推進課長:ありがとうございます。「えだは・くさ」と我々呼んでおりますけども、実はこの「枝葉・草」の量が非常に多いということ。下の下段の真ん中にある表の中でこの枝葉・草の量が非常に多いというふうに皆さんお気づきになったかと思いますが、実はこの枝葉・草の量が多いことが、本市のリサイクル率が高いという部分につながっておるところでございます。

この枝葉・草につきましてはどのようなリサイクルがあるかと申しますと、こちらの集めたものを分別して、堆肥化にすることだとか、チップにできるものについてはチップにして、バイオマス発電の事業所のほうに流れて、いってそこで活用されるという取り組みがされているところでございます。

量の上下につきましては、前年度の天候によるものが多いというふうに認識しております。例えばの例で、雪が一晩に大量に降ることになりますと、枝が雪の重さで折れるということがあったりします。

なので、雪の多い年のその春頃には、この枝葉・草というものが多く出るような傾向にございます。

また、今日のような暑い日、猛暑の日が続きますと、またその手入れというものが、ちょっとなかなかしにくい。

外でこの作業することがしにくいと、やはりまたそれが減るというような状況がございまして、この枝葉・草の量の上下というものは天候によるという部分。あるいはコロナ禍にご自宅にいる時間が長くなると、それが増えるというような市民生活の状況にも影響を受けるというところでございます。

環境省ではこの枝葉・草というものの回収につきましても、貴重な資源だという認識を持たれたようで、各市町村の取組みについて支援する必要があるのではないかとというふうにお考えになっているように聞

いておりますので、しっかり資源回収をしていきたいというふうに思っております。

- 関谷会長：丁寧なご説明ありがとうございます。では、運搬そのものには問題ないということ。
- 堀内循環社会推進課長：問題がないというわけではございません。なぜ問題があるのかといいますと、この処理手数料というものが非常に昨今の物価上昇、人件費上昇で上昇傾向にございます。

枝葉・草に限らないところでございますが、これが上昇するとやはり財政面でも厳しくなってくるという問題はございます。

- 関谷会長：ありがとうございます。よく分かりました。ではほかにございせんか。ではまた改めて次の議題に移りたいと思います。(2)の一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について令和6年・7年度を事務局から説明をお願いいたします。

■ (2) 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について(令和6・7年度)

- 堀内循環社会推進課長：それでは、一般廃棄物処理基本計画の進捗状況についてご説明をいたします。

まず、資料4-1をご覧ください。A3の横版の資料でございます。

まず計画の達成状況を計る指標として設定した数値目標の現状、状況でございます。

家庭系ごみ・事業系ごみともに減少し、ごみの総排出量は減少いたしました。

数値目標は「1人1日あたりごみ総排出量」「1人1日あたり家庭系ごみ量」、「事業系ごみ排出量」は目標を達成いたしました。が、「リサイクル率」は0.1パーセントの減少であり、目標には達しませんでした。

続いて、計画に定める目標の達成に向けた施策として、主な事業の進捗状況について説明する前に、前期計画期間の進行管理手法の問題点について説明をさせていただいたのち、令和6年度及び令和7年度の進捗状況についてご説明をいたします。

1つ目は計画に記載の評価対象の事業・取り組みが実態に合っていなかったこと、2つ目は実効性の薄い目標が設定されていたことが挙げられます。

これを踏まえて後期期間の進行管理は基本計画の数値目標、市総合計画実施計画の取組指標により、中期的に評価することとし、各事業・取り組みは、実施計画に関連づける形に整理し、単年度評価いたします。併せて基本計画の「主な取り組み」に縛られず、実際に行う事業等を記載したいというふうに考えております。

それでは令和6年度の進捗状況として資料4-2。かなりボリュームがございせんが、資料の4-2をご覧ください。

A3 の資料のカラー刷りのものが何枚かございます。

計画で掲げられたごみ処理理念の実現に向けた施策として、92 の事業について進捗状況を確認しております。こちらの一覧表には主だった事業の進捗状況を記載しております。その中より、抜粋をして説明をさせていただきます。

まずはごみ処理編。赤色の色付けをされた見出しの部分でございます。施策1、リデュース・リユースの推進によるごみの減量についてです。

1番、「1番」というものは表の左側のところに番号が振ってございます。この番号を見ていただきたいと思います。

1番、「エシカル消費の推進」です。エシカル消費は、消費者それぞれが環境に配慮した消費行動をとるというものでございます。

市民アンケートの結果で、3R を意識している人の割合は 72.3 パーセントと高率で推移しております。

次に2番、「マイボトル普及事業」につきましては、アンケート結果でマイボトルを持ち歩いている人の割合が年々減少傾向にある状況です。

5番、「生ごみ処理機購入費の補助」では、令和6年度の実績は 153 件と目標には達しませんでした。が、内訳を見ますと、電動生ごみ処理機が増加傾向にあります。

長期間の使用が見込める機器であり、生ごみの減量効果が蓄積していくことが期待されるところでございます。

6番・7番でございます。「食品ロスの削減」に関する事業では、新型コロナウイルス感染症により中断していた、20・10・0 運動を再開したほか、エコレシピコンテストや保育園、小学校への出前講座などを実施いたしました。

アンケート結果は目標には達していませんが、市全体の食ロス量は減少しており、取り組みに一定の効果があったものと考えております。

次に2、さらなる資源循環の推進でございます。緑色の見出しの部分。8番、「段ボールコンポストの普及啓発」では、本市オリジナルの段ボールコンポストを作製・販売するもので、令和6年度は 348 個を販売いたしました。

昨年度の半分程度まで販売数が落ち込んだため、サイチョプレスや市の公式 LINE など市保有媒体を広く活用し、販売数の増を目指してまいります。

10 番、「優良事業者を評価する制度の充実」は、環境分野における様々な課題解決に積極的に取り組む企業等を認定するもので、認定事業者数は着実に増加しております。

14 番、「集団資源回収運動」は、市民団体による集団資源回収活動を支援したもので、実施団体数は目標数にはわずかに到達いたしましたが、収集経費の抑制につながっております。

次に2ページでございます。施策3、意識啓発の推進でございます。

19 番の広報紙「サイチョプレス」は年間6回、それぞれ約 21 万部発行いたしました。このほか、20 番のごみ分別アプリや、ここには記載がございませんが、ホームページや SNS など、幅広く情報発信を行いました。

また、17 番の市政さわやかトーク宅配便、23 番の出前講座などの取り組みにより、ごみ減量等の意識向上を図りました。

次に、施策4、市民サービスの向上です。

25番の「ごみ出し支援」では、高齢者や障がい者などごみ出しが困難な世帯の支援を行うボランティア団体が着実に増加しておるところでございます。

27 番・28 番はごみ処理手数料収入の市民還元として、従来の3本柱で実施していたものを、本審議会での審議を経て、令和3年度から「次世代につながる未来投資的な施策」を加えた4本柱で展開してきたというものでございます。

それぞれの柱に紐づく事業の成果については各施策の内容に盛り込まれております。

次に3ページでございます。施策5、地域の環境美化の推進でございます。

30 番、「地域清掃等への助成」では、自治会などの団体が行う清掃活動の経費の補助を実施しています。参加者数は目標値には到達いたしましたが、着実に増加しているところでございます。

このほか、SNS による情報発信や、巡視活動、クリーンにいがた推進員の育成などにより、環境美化や違反ごみの減少に向けて取り組みました。

次に施策6、安定かつ効率的な収集・処理体制です。

41 番、「新焼却施設整備事業」では、亀田清掃センターの建替えを進めております。令和6年度は事業者選定を行いました。

次に施策7、低炭素社会に向けた体制整備でございます。

46 番、「バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入検討」では、燃やすごみ 20L 袋の一部で、市産米を使ったお米由来のバイオマスプラスチックごみ袋を販売いたしました。

次に4ページになります。施策8、大規模災害に備えた体制整備でございます。

大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理については、「新潟市災害廃棄物処理計画」に基づき対

処しております。

記載にはございませんが、能登半島地震に際しては地震により損壊した家屋、家財道具等を処理施設に自己搬入した時の処理手数料を無料で受け入れる体制を昨年度、令和5年度に引き続き令和6年度もとったところでございます。

最後に、生活排水編でございます。

令和2年度に下水道整備区域の見直しと、新たな浄化槽設置の補助を行い、污水处理人口普及率は高水準で推移しております。

下水道の普及や人口減少に伴う効率的な処理体制の構築に向け、処理施設の整備、統廃合の検討を進めております。

また、環境保全のための広報啓発については、デジタルコンテンツやフェアの開催、出前講座の実施などにより、幅広く発信したところでございます。

続いて4-3のほうに移らせていただきます。

4-3、一般廃棄物処理基本計画の主な事業の進捗状況(令和7年度)でございます。

今年度取り組む事業及び目標・達成水準について、この資料 4-3によりご説明をいたします。

まずごみ処理編でございます。

施策1、リデュース・リユースの推進によるごみの減量についてでございます。

「リデュース推進」のうち、3番の「マイボトル普及事業」については、マイボトル利用可能店の情報収集を行い、従来の市ホームページへの記載に加えて、Google マップでの掲載を行うことでマイボトルの利用促進を促します。

5 番から 17 番、「生ごみ・食品ロス減量」のうち、「食品ロスの削減」事業では、前期計画に盛り込んでいなかったフードシェアリング事業者と連携した事業や、食品ロス削減とこどもの居場所づくりを支援する事業などの施策を盛り込んで展開するほか、環境分野のみならず、多くの分野にわたる活動と、これはなってくることもございますので、組織横断的な体制により取り組んでまいります。

18 番、「リユース機会の提供」についてはリユース事業の拠点施設だったエコプラザの廃止を受け、民間事業者等の活発な取り組みに関する普及啓発活動としてリユースショップの紹介冊子を更新、配布するなどして社会全体でのリユースの機運向上を図ってまいります。

それで次に2ページ、施策2、さらなる資源循環の推進でございます。

「リサイクルの推進」のうち、19 番から 24 番まで、「生ごみリサイクルの推進」では、これまでの取り組

みに加え、南区独自で実施する段ボールコンポストの普及啓発事業を進行管理に盛り込んでおります。

しかしながら、生ごみの取扱量が減少見込みである施策もあることから、各施策の状況を踏まえ、総合的にあり方を検討しながら引き続き推進してまいります。

30 番・31 番の古紙類の分別推進では搬入規制を、32 番から 37 番の「資源物搬入機会の提供」では、効率的な回収の実施を引き続き取り組んでまいります。

次に3ページ、施策3、意識啓発の推進でございます。

38 番から 53 番の「情報提供の充実」についてはごみの出し方などの重要な情報であり、紙媒体を中心に多様な媒体で広く情報発信を継続し、多くの市民が正しい情報を得られるように取り組んでまいります。

これらを継続しながら、ごみ分別アプリやごみチャットボットの導入を働きかけるなど、より手軽に情報を入手してもらえるよう環境を整備してまいります。

54 番から 58 番の「環境教育の推進」のうち、小学生及び未就学児を対象にした出前事業の取り組みは定着しているので継続し、保護者のごみの減量やリサイクルへの意識が深まることも目標といたしました。

次に4ページ、施策4。

すみません、ちょっと資料にページが小さくなって見づらいところがございますが申し訳ございません。

4ページ、施策4、市民サービスの向上でございます。

高齢者等への支援の充実では、59 番の「ごみ出し支援」に記載のように高齢者や障がい者など、ごみ出しが困難な世帯の支援を行うボランティア団体が着実に増加するよう周知を展開し、支援体制の整備を進め、具体的な登録団体数を目標としたところでございます。

続きまして施策5、地域の環境美化の推進でございます。

66 番から 68 番、「地域美化活動の支援」では、地域清掃活動やごみ集積場の設置等にかかる補助やばい捨て防止パトロールを継続実施するとともに、ボランティア清掃活動への若年層の増加について SNS などを活用し、効果的な PR を行ってまいります。

69 番から 73 番「地域と連携した環境美化の推進」では、各区が独自で行う活動を盛り込み、地域全体の環境美化を進めるために、より効果的な体制づくりを目指してまいります。

続きまして5ページ、施策6、安定かつ効率的な収集・処理体制です。

81 番、「収集・運搬体制の在り方検討」では、持続可能なごみ収集体制の構築に向け、意見交換を行うことはもちろんのこと、令和8年度予算に反映させていくことを目標としております。

82 番・83 番、「ごみ処理施設の統合及び更新」では、令和 12 年度の稼働開始に向けて亀田清掃センターの建替工事を進めていくにあたって必要な手続きを完了させることなどを目標といたしました。

次に、施策7、低炭素社会に向けた体制整備でございます。

87 番、「バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入拡大検討」は、燃やすごみ 20L 袋の一部で製造・販売しており、さらなる導入拡大に向けた検討を進めてまいります。

次に施策8、大規模災害に備えた体制整備でございます。

災害廃棄物処理基本計画について、引き続き計画の実効性を確認し、発災時の迅速な対応につながるよう検討を進めてまいります。

最後に、生活排水編でございます。6ページでございます。

生活排水処理の推進及び生活排水処理施設の構築については、下水道部門の方針との整合を図りながら事業を推進してまいります。

環境保全のための広報啓発については、団体の活動支援、教育委員会と連携した研修会開催など、課題に応じた施策を交えながら取り組んでまいります。

以上で、一般廃棄物処理基本計画の進捗状況についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- 関谷会長：詳細な説明をありがとうございました。60 近い事業の検証ということで皆様のご意見伺わなければならないですけども、ご意見等ございましたら伺いたいと思いますがいかがでしょうか。お願いします。
- 川口委員：ご説明いただきありがとうございます。私はちょっと疑問に思ったところだったのですが、無料給水スポットのところで、たぶん最近やはりマイボトルを使われている方も少なくなっているところ、この施策だったのかなとは思いますが、マイボトルを持ってお店に行ったらちょっと料金も安くなるということはちょっと理解がしやすかったり、けっこう使われている方とか、私もけっこう利用するのですが、この「無料給水スポット」というところが、こういったところでそのマイボトルの利用につながるのでしょうか。

それだけでたぶん、増えるということ、あまりなにか想像がうまくできなくて、ちょっと改めて無料給水スポットをちょっと設定する施策内容の目的と、あと、具体的にどのような方が利用されていることが多いのかということだったりの、お店側が思うメリットだったり、そのあたりをちょっと聞かせていただきたい。

いなと思いました。お願いいたします。

○ 関谷会長:お願いします。

○ 堀内循環社会推進課長:川口委員がご欠席だった審議会だったかもしれませんが、昨年の10月に、斎藤委員からだったでしょうかね。実は、マイボトルについてはこのアンケートに出ている数字とは違う状況にあるのではないかとのご指摘がありました。

要はマイボトルをもう少し持ち歩いている人がやはり一定程度いるので、数字がこの結果であるのが少し、違うのではないかとというようなご指摘をいただいたところでございます。

その時に給水スポットのお話をしております。この給水スポットは、観光地に行きますと、例えばわたくしよく、全都清地区協議会の関係で名古屋市に訪問するのですが、名古屋城に向かうその堀沿いに、金のしゃちほこのようなモニュメントのところから給水できるようになっております。

観光客にとっては、マイボトルを持ち歩いても、飲み切ってしまうとそれを補充する場所がないではないかというような不便さをお感じになる方もいらっしゃるかと思います。

名古屋市に限らず他都市、特に観光の盛んな都市については、観光スポットに、映えスポットのようなものを意識したような給水スポットがございます。

また、水道。人口の減少とともに、水道というよりは、ペットボトルから水をお飲みになる方が増えているということを問題視した水道局側で、大津市だと思いましたが、大きな公園のところにマイボトル用の給水スポットを作って、熱中症の関係もあるかと思いますが、マイボトルを持ち歩く方の利便性の向上と水道水の需要増を図っているというところもございます。

また、市役所の建物。これは市役所には限らないとは思いますが、私が訪問いたしました鎌倉市、京都市におきましては、市役所の1階に、給水スポットがありまして、限られた利用者かと思いますが、市の職員が朝そこでお水を補充をしまして、飲んでらっしゃると。

それでこの給水スポットの設置。あるいはマイボトルの普及というものは何を意味しているかといいますと、これはちょっと商売敵になるかもしれませんが、自動販売機とか、ペットボトルの飲料によって、使い捨てになる可能性があるペットボトル。これが出ること防ぐという動きの目的からこのようなマイボトルの持ち歩き運動が起きているかと思いますが、今現在は、このペットボトルにつきましては、大変高いリサイクル率、回収率を持ってございますので、ある部分、そのペットボトルの回収率の向上させることによって、マイボトルとも共存していくというようなことが考えられるのではないかと思います。

また、ペットボトルにつきましても、技術水準が上がって、ペットボトル・トゥ・ペットボトル、水平リサイクルということも最近では展開されてきておりますので、マイボトルの普及でペットボトルの利用を減らしていこうという動きについては、そこまで神経質になる必要はだんだんなくなっているのかなと思

ってるところでございます。ありがとうございます。

○ 関谷会長:大丈夫ですか。

○ 川口委員:はい。

○ 関谷会長:ありがとうございます。ほかにご質問等、ご意見等ございますでしょうか。

○ 村井委員:大変細かいご説明をありがとうございます。今の給水スポットの実績、達成のところもちよっと引っかかっていたのですが、いわゆる「達成度」というところで A、B、C という形で評価をされているわけですが、この ABC というその達成を見ていきますと、かなり達成しているもの。それからまだ達成していないものというものがずらっと並んでいるのですが、はたしてAですでもう達成を何年かしているもの。これについてその単なるAという表示だけでいいのかなと。

例えばそのAを取ったのであればその次に目標となるような指標の表し方のような形でもう少しちょっと、細かいというか、分かりやすくというかあってもいいのかなというふうに思っていますので、そのあたりの達成目標についてのちょっと考え方を伺いたいということが1つと、あと13番の、拠点回収及び広報の実施というところで、これは家庭、小型家電の回収というものは実施、実施、実施と。

これは実施となっているところはこれだけではなくて、いくつもあるのですが、実施というその目標と実施というその結果というものがはたしてこれでいいのかなと。

その指標としての考え方のようなものをどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。また、改善するとすればどういうことを考えられるのかというところを聞かせいただければと思います。

○ 関谷会長:ありがとうございます。的確なご指摘をいただきました。では事務局のほうからお願いします。

○ 堀内循環社会推進課長:ありがとうございます。今、資料4-2の達成度というものは、こう、右のところに出ているところのご指摘かと思います。

先ほどの説明で不足していた部分ございますが、これは令和6年度までの状況でございまして、いわゆるその前期のやり方、手法ということで、非常にその部分が硬直的だったという反省に立ちまして、令和7年度ではこれからどうするのかというところがございまして、大変申し訳ございませんが令和6年度までは、この評価ということで、ご勘弁願いながら、今のご指摘を踏まえまして、令和7年度から新たに柔軟な指標の考え方に基づいて資料4-3、ここにおいて評価手法を考えていくというのが本日、わたくしが説明させていただいたところでございます。

資料4-3の右から3列目のところに、「達成水準」というところがございまして、このような達成水準を用いて、硬直的なやり方ではなくて1年1年、これに対してどうなっているのかということを掲げながら前進をさせていくということで考えております。

今ほどご指摘のあった小型家電の回収でございます。小型家電の回収につきましては、ちょっとやっかいな部分が含まれておりまして、昨今いわれるリチウムイオン電池の関係だとか、小型家電。分解するにあたりましては非常にその分解をしていただく方の手数料といいますか、工賃の部分が出てきたり、その回収される金属の資源の価格によってこれが上下するとか、いろいろな問題がございますが、小型家電リサイクル法の関係もございますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、環境省並びに経済産業省のほうでも、たとえばハンディ型小型扇風機。これは、わたくしも小型家電として集めているものとはなってございませんけども、このようなものについては、製造者責任というものもあるのではないかという考え方に立ち始めております。

すべてその製造業者が作ったものが、一般廃棄物として、市町村の負担になってくるということが、実はどうなのかということを検討し出したようでございますので、そういった動きも合わせながら、こういった資源回収の取り組みを進めてまいりたいと思っております。

- 関谷会長：ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。
- 遠藤委員：資料の4-2のほうなのですが、赤とか緑とか、各大きい項目ごとに分けてやってあるわけですが、個々の細かいものの達成度というものは分かるのですが、その大きな枠組みの中で、それぞれの細かいことをやって、どれぐらい。その大きい項目に対してどれぐらいの効果があったか。こういう話をしてもらえると非常に分かりやすいのかなと思います。以上です。
- 関谷会長：的確なご質問をいただきました。事務局のほうからご回答をお願いしたいです。
- 堀内循環社会推進課長：まさに厳しいご指摘というふうに思っております。

この資料4-1、資料4-2、資料4-3というものが、一般廃棄物処理基本計画のそれぞれの各事業ということになってございますが、その資料4-1のところはすべてこう、なんと言うのですか、跳ね返ってくると言いますか、こういう4-2あるいは4-3のような、こういう細かい進捗の把握をすることによって、この4-1の一般廃棄物処理基本計画の数値目標、こういうところに返ってくるといえるものが大きな枠組みでございます。

確かにご指摘の部分はございますが、この数値目標を常に意識してこの取り組みを進めていけるようにやっていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

- 関谷会長：ありがとうございます。いかがでしょうか。
- 遠藤委員：はい。
- 関谷会長：ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いします。
- 伊藤委員：ていねいな説明ありがとうございます。この主な事業が90ぐらいあるというものが、もう100

近くあるというのが本当にちょっと驚いているところですが、私もいろいろなところに関わっておりまして、段ボールコンポスの資料の4-2のところの下のほうの緑のところですね。段ボールコンポスの普及啓発というところで、計画のところで、エコプラザがあった時は、講座を開いていたのですが、エコプラザがなくなってからこの2年まったく講座のようなものは開いておりませんでした。

機会がある時には、いろいろなところで段ボールコンポストを紹介させていただいておりますけれども、やはりその数値として販売数を増やすということになりますと、やはり個別には SNS で発信してもなかなか始めるというハードルがやはりちょっと高いような気がしておりまして、やはりいろいろなところで市民の方にもものを見せるとか、経過を。実物を見せるということが非常に大事なかなと思っております。

あと、こういったものはやはりフォローアップが必要だと思っております、全国のいろいろなところでコンポスの普及というものはやっておりますけれども、やはりそこには普及とそれから啓発と、それからそれを使うというところまで伝えるということが非常に大事な部分でありまして、そういったところも意識してやっていただくと、このコンポストを使って生ごみを処理して、それをお花に使う、野菜に使うことによってこんなにたくさん採れたとか、こんなにお花が咲いたとか、そういうことがより明確になってくると、より使いやすいではないかと思っております。

南区のサポートさせていただいておりますので、南区のほうでもいろいろと幼稚園、保育園、あと、児童館のほう、それから児童館と子ども食堂のリサイクル・ループのようなものが、今、できあがりつつありますので、そういったところから、市民の方に見てもらう機会を作るということを今、やっておりますので、より、販売・普及、もしくは活用に向けてやっていただけるようお願いしたいと思っております。

- 関谷会長：ありがとうございます。事務局のほうからご回答をお願いします。
- 堀内循環社会推進課長：ありがとうございます。今ほどご指摘のありました、エコプラザ閉館。これによって、約 80 件程度、段ボールコンポスの販売がここにあったということと、委員のご指摘のような講座、これがなくなったということで、立体的に進めるような事業展開がだいぶ弱くなってしまったと。ということと、職員といいますか、当課に限らず、職員の多忙化のようなものが起きておりまして、広報の不足というものがだいぶ影響したということがございます。

本日の清掃審議会是非常に重要なタイミングになってございまして、わたくしども、これから、令和8年度の予算編成をしていく、とっかかりのこのタイミングにございます。

今ほど、委員からのご指摘をいただきましたので、それも踏まえて現在練っているところでは、令和8年度については、やはりこのコンポスの関係を強化していきたいというふうに、今の担当職員のほうも、知恵を絞っているところでございます。

やはり、単純に販売していただだけでは、広がらないということは、この数字がだんだん下がってくるといって見て感じておりますので、これが下がらないように。そして数が増えるように、工夫して取り組ん

でいきたいというふうに思っております。

南区での取組みにつきましても、大変期待しておりますので、感謝を申し上げたいと思います。

- 関谷会長：ありがとうございます。なので、よろしいでしょうか。では、ほかにはないでしょうか。

もし、なければちょっと私からも一言お願いさせていただきたいと思います。

次年度からいろいろ見直していただくところが多々あるかと思うのですが、特に達成度合がCになっているという。それが集中されている箇所をいろいろ見ていくと、割と限定されていて、ひとつはごみ処理の中の、このリデュース・リユースという部分がきわめてこう、Cがたくさんあると。

それで一方で問題としてはリサイクル率というものがなかなか上がらないという中で、実際に行われている事業の評価が低いとなると、にわとりと卵かもしれませんが、結果的に、こういう活動がいまいちだからリサイクル率が進まないのか、リサイクル率がだめだからこういう活動が活発にならないか分からないですけども、いずれにせよこの部分の実際何をやるかと、何を目標にするかということももう1回改めて検討したほうがいいのかというものが1点と、もう1つは市民サービスの向上の部分が、やはりCがいろいろこう見えてきまして、実際、達成度というもの見ても、なんでかと言うと、達成度のそもそもの評価を自分がやるか、やらないかというところに限定されてしまっているの、これは最終的に見ると基金とか、未来における投資のような、ある種そのごみを資源にと、僕はよく言わせていただいている文言ですけれども、そういうもののいちばんコアになる部分に対する実際やることと、何を目指すのかというところの、改めて検討の余地があるのでないかな。そこをいろいろともんでいただきたいなというふうに思います。

これは議事録に残していただいてけっこうですので、別にご回答いただく必要はないのですが、ぜひご協力をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

- 斎藤委員：私もいいですか。リユース食器が令和7年度で廃止するところなんですけど、このリユース食器の行方はどうなるのかがちょっと気になったのですけれども、けっこうな量があったと思うのですけど、もし分かったら教えてください。
- 堀内循環社会推進課長：大変申し訳ございません。私もあまりよく分かっていなかったのですが、コロナ禍があって、イベントができなかったということもあって、利用がなかった事業でございますが、今、委員がお話したような新潟市のほうでそのリユース食器を保管していて、それを貸し出すという制度ではなくて、例えばイベントなどで、使い捨てのプラスチック容器とか、使い捨てのコップとか、紙コップになるかと思いますが、そういう1日ですぐ廃棄するような利用のしかたではなく、繰り返し使えるようなものを購入した場合、それを補助するというしくみでございましたので、補助の実績でそれを所有した団体さんがあればそこにストックがあるというかたちになっておりまして、新潟市自身にはそういったストックはないとことで。すみません。

- 斎藤委員：分かりました。ありがとうございます。
- 関谷会長：どうぞ。
- 村井委員：すみません、時間も押しているところで申し訳ありません。

令和7年度の資料4-3の、ごみ処理編の15番ですね。フードバンク活動の支援というところで、フードドライブ活動の寄贈受付場所提供を行っているというふうにあるのですが、実際に確認した受付場所の中には問題があるケースがありました。特に現在の猛暑の中、食品の受付場所が炎天下の窓際に設置されているところがあります。このような環境では、フードバンクに寄贈される食品の品質が保てない恐れがあります。

それでそういったところの選定についての指導。あるいはフォローアップが必要と思いますが、そのあたりはどういうふうにお考えなのかお聞かせいただければと思います。

- 堀内循環社会推進課長：福祉部でやってございますので、今の委員からのご指摘はしっかり伝えたいと思います。
- 関谷会長：ありがとうございます。
- 飯泉委員：ごみ処理券。令和6年ですから資料4-2なんですけども、これの6番の20・10・0うんぬんというところが、令和6年が、5年が55団体からいきなり7になってしまっているの、こんなに減ってしまったのですかというもの、ちょっと。また、何か理由があるのですかね。お尋ねしたかったですけど。
- 関谷会長：お願いします。
- 堀内循環社会推進課長：非常にいいところをご指摘いただいたなというふうに思っております。

この20・10・0運動でございますが、これは全国的にも、宴会の場で、最初の20分、これは、取り組み内容によってはそれが30分になったりとか、15分になったり、いろいろまちまちでございますが、本市の場合は20分。それで「にいまる」と。

「いちまる」というものは、最後の宴会の終わりの部分。10分は自席に戻って出されたお料理をしっかり食べきってくださいと。それによって食口スを減らしましょうという運動でございますが、皆さん、ご存じだと思っておりますけども、それが、実は最初に実施をした時点、この年が、地元の、新潟日報さんとタイアップして、大々的に新潟日報さんの主導で、加盟のその飲食店等を、普及させていったということがございまして、これに似たことを十分な予算がない状態で取り組んだ結果がその結果に終わってしまったということです。

非常に反省しなければならない結果となってしまったということです。

だいたい、宴会の需要というものが、その忘年会とか新年会にピークがやってくるということで、その

山が来る前に、商工会議所あるいは商工会。それと商店街という団体から入って行って、各店舗にこのような呼びかけをしたのですが、やはり最初の当初の新潟日報さんと組むということに比べまして、その広報をする手段と言いますか、そういったものがない状況での「お願い」のような入り方をしたということがありまして、数字的には伸びなかったということが反省点でございます。

この反省点に立ちまして、やはり、しっかり広報の予算を確保して、そういったマスコミの皆様とも連携した状態で進めるべきだという反省点に立って今年度の予算からそのような状況になってございますので、やがてこれが五十数件を上回ってくるような数字につながっていくということで取り組んでいきたいというふうに思っております。

○ 関谷会長：よろしいでしょうか。

○ 飯泉委員：いや、どうしてこんなに急に減ってしまったかと思って、それが聞きたかったのですけど。

特に、4年間ずっと同じ数字でいきなりこの1年間でこんなに下がってしまうものなのかなと思いで。

○ 堀内循環社会推進課長：ちょっと説明のしかたが悪くて申し訳なかったのですが、やはりコロナ禍で宴会が。宴会を推奨することがどうなのかと思ったその期間があったということも、その減ってしまっている原因かと思います。

このような活動がちょっとできなかったと。それでそれを再開させた時にマスコミの予算と十分な連携がないまま、市役所の単独の周知活動で入って行ってこの結果になったということが正直なところでは。

○ 関谷会長：ありがとうございます。活発な議論ありがとうございます。時間が5分ほど押しておりますので、ここで質問を切らせていただきたいと思います。

引き続きまして報告事項です。(3)のごみ処理手数料の使途、市民還元事業の点検について事務局のほうから説明をお願いいたします。

■ (3)ごみ処理手数料の使途(市民還元事業)の点検について

○ 堀内循環社会推進課長：それでは市民還元事業の見直しの方向性(案)という資料5の、A3 横版の資料をご覧くださいと思います。

市民還元事業の見直し方向性(案)でございますが、第1回の審議会において、市民還元事業の点検についてご説明をいたしました。その後、各制度の所管課において各事業の課題の評価と、今後の方向性について検討を行いました。

平成 20 年の新ごみ減量制度開始時から実施してきており、平成 26 年度、令和2年度の見直しを経

て、定着してきていることから、現行どおりは多くなっていますが、いくつか主な内容について、ご説明をいたします。

まず、最初の柱「資源循環型社会促進策」の1つ目、「分別意識の向上と啓発」のうち、「リデュースの推進」でございます。

上から2つ目、「リユース食器普及事業」です。イベント等における使い捨て容器の使用量削減のため、イベント主催者にリユース食器を活用する際の費用の一部を市が補助する制度でございましたが、令和2年度以降利用がないため、廃止するものでございます。

次に、「資源とごみの情報発信」では、サイチョプレスや SNS において広報を行っておりますが、サイチョプレスは、新聞購読率の低い若年層に向けた情報伝達が不足しており、SNS ではフォロワー数がまだまだ少ないと言った課題がございます。

そこで、今年度からではございますが、サイチョプレスのデザイン業務に、WEB 用の記事画像の作成も盛り込み、SNS の投稿の際に活用することで、紙媒体と SNS、市ホームページを連動させ、広報の強化を図ってまいります。

次に「2 食ロス削減」のうち、「てまえどりの推進」では、市民アンケートの結果から、「てまえどり」に取り組む市民の割合が、横ばいであり、まだまだ浸透していない状況でございます。

そこで、「てまえどり」の啓発資材の設置事業所を募集するとともに、新規啓発資材の作成を検討してまいります。

その下、「20・10・0運動」では、これまでは主に飲食関係事業者に向けてアプローチを行ってまいりましたが、宴会での食べ残し削減には、実際に宴会に参加する市民へのアプローチというものが必要になっております。

そこで、事業者及び市民それぞれに取り組んでもらえるよう、事業の仕組みについて、全面的に見直しを行ってまいります。

続いて「3 クリーンにいがた推進員育成事業」では、現在の分別制度開始から約 20 年経過し、市民の皆様にも、一定程度、分別方法が定着してきたこともあり、地域での分別周知、指導を行ってくださっている推進員の活動が見えにくい、といったご意見も頂戴しているところでございます。

また、財務部局からは自治会・町内会へお支払いしている協力金の金額の妥当性についての検討も求められているところでございます。

これらに関し、今後、新たな分別を予定している製品プラスチックの分別収集の開始に向け、改めて推進員との協力体制を作っていく必要があることから、より効果的な研修を進めていくとともに好事例を他の自治会・町内会への水平展開できるように、研修会の充実を図ってまいります。

また、推進員の活動内容や、先進事例、協力金の水準など、他都市の状況を調査するなど検証を行ってまいります。

次に、一番下の「7 古紙等資源化の一層の推進」の「古紙等拠点回収費」について、設置施設の廃止などの場合での拠点の確保が課題となっております。

古紙のほか、小型家電やペットボトル、古布・古着などの資源物について、民間事業者とも協力しながら、市民がリサイクルに取り組みやすい環境の整備を図ってまいります。

資料5の裏面にいきまして、「8 家庭系生ごみ減量化推進」の「家庭系生ごみ処理機購入費補助」では、現在、補助を行っているコンポスト容器、EM ぼかし容器について、補助対象となる容量に制限があり、一般家庭向けの容量の容器が補助対象外となっていることが普及の妨げになっております。

そこで、一般家庭でも導入しやすいよう、容器容量を撤廃し、補助対象の拡充に向け、見直しを図ってまいります。

次に、「家庭系生ごみ減量化推進」のうち、「生ごみ資源循環活動支援事業」では、生ごみ回収拠点に設置していた処理機について、損傷が著しく、修理に多額の費用が発生することのほか、回収量も減少し、利用者も限られていることから、令和7年度末で廃止する予定としております。

次に2つ目の柱「地球温暖化対策」のうち、1つ目の「地球温暖化対策実行計画推進事業」では、市内事業者や各種団体、金融機関、学識経験者、本市で構成する「脱炭素社会推進パートナーシップ会議」を開催し、再生可能エネルギーなど脱炭素に関する先進事例の勉強会や、情報交換を行ってきておりますが、地域脱炭素に向けては、内容、取り組みをもう一步進めていくことが必要と考えております。

そこで、地域経済活性化に資する実効性のある事業を生み出すため、体制や事業企画など、より効果的な内容・実施方法について、改善を図りながら事業を展開してまいります。

次に3つ目の柱「地域コミュニティ活動の振興」のうち、2つ目の「地域活動への支援 地域活動補助金」でございます。

ごみの減量化には実際に活動されている地域の皆様のご協力が不可欠となっておりますが、地域活動を担っているコミュニティ協議会や自治会・町内会においては、人口減少や高齢化、定年年齢の引き上げなどを背景に、担い手が不足しているとお聞きしており、一部の役員に運営の負担が集中するといったことがございます。今後の活動の継続に懸念がされる状況にあるとお聞きしております。

運営の負担軽減にはデジタル技術の活用が有効的と考えておりますので、導入経費など費用面が捻出できず、なかなか促進されておられません。

そこで、地域団体のデジタル化の支援を、令和9年度からの実施に向けて検討を進めてまいります。

4つ目の柱「未来投資に向けた取り組み」のうち「環境教育・環境学習に対する支援」でございます。

「環境副読本」及び「ESD 環境学習モデル支援校」につきましては、これまで「地球温暖化対策」として実施してまいりましたが、環境教育では地球温暖化対策だけではなく、生物多様性や生活環境の保全、3R など多岐にわたることから、「持続可能な社会に向けた人材育成と実践」を合わせ、より SDGs を意識した環境教育の実施に向け「未来投資に向けた取り組み」として取り組んでいきます。

これにあたり、教育委員会などと連携し、未実施校への周知を積極的に行ってまいります。

市民還元事業の見直しの方向性(案)についての説明は以上でございます。

- 関谷会長：ありがとうございました。皆様から質問等。
- 斎藤委員：お願いします。8番のところで補助制度があるということなのですが、この内容について教えていただきたいと思います。
- 堀内循環社会推進課長：家庭系生ごみ減量化推進の、処理機の購入費補助では、コンポストや EM ぼかし、電動生ごみ処理機。こちらの購入に際しまして、上限額を定めて補助をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、コンポストと EM ぼかしについては2分の1補助。上限 3,000 円とさせていただきます。

先ほどのその容量の制約があるというものは、コンポストについては 50L 以上の大きさのものと。そして EM ぼかし容器については 15L 以上のものという内容となっております。

そして、電動生ごみ処理機につきましては、これも2分の1の補助でございまして、補助額の上限を2万円という設定をさせていただいているところでございます。

- 関谷会長：ありがとうございます。いかがでしょう。
- 斎藤委員：ありがとうございます。ただ、この上限というところはだいぶ前からこの間、この金額だと思うのですが、昨今のこの物価上昇につき、少し上げて、上限額を上げていただいたらありがたいなという部分なので、ご検討をお願いしたいと思います。
- 関谷会長：はい。
- 堀内循環社会推進課長：まさにご指摘のとおりでございます。

5年前ですかね。令和2年度、この電動生ごみ処理機は 95 件。わたくしの手元には 95 件のリストがございまして、これを1件あたりいくら、その市民の皆様が製品の購入をされたか。

電動生ごみ処理機の市民の皆様の平均購入単価というものが、3 万 9,000 円でございます。

5年後にあたる令和7年。本年度。まだ年度の途中でございますが、102 件ご利用がございまして、これが今、平均単価で 5 万 6,000 円ということになっております。

委員がまさにご指摘のとおり、物価上昇で。あるいは製品の高度化のようなもので、製品の価格が上がっているということがございます。

補助率を変えないとしても、上限が2万円のままでは、やはりご負担が、令和2年度と令和7年度で、ある程度のその公平性を保つという考え方に立てば、やはり補助額の上限の引き上げというものも、検討する必要があるかと思えます。

また、これにつきましては、市民還元予算全体の枠の中で、どれだけお金が使えるかということと、また、財務当局とのすり合わせが必要になってきますが、貴重なご意見をいただきましたので、この上限額を上げるように、わたくしどもも取り組んでまいりたいと思っております。

- 斎藤委員：ありがとうございます。よろしくお願いします。
- 関谷会長：ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。石本委員お願いします。
- 石本委員：ちょっと多めで4点ぐらいあるのですが、1つ目と2つ目が地球温暖化対策のところと 10 と 11 ですが、これは何か方向性に関する意見というよりは、今の現状についてお伺いできればと思っています。

1つ目がこのパートナーシップ会議運営というところで、たぶんこの会議自体はこれまでも継続されてきていらっしゃるのかなと思うのですね。

ですけれども、実際、より拡充していくという中で、実際にこれまでの成果として何かどういったことが事業とか生み出されてきたのかのようなことがあればまたぜひ。ちょっと環境政策課さんの範疇だと思うのですが、お聞かせいただければなというものが1つと、あと、高性能省エネ住宅普及事業についても、これもたぶん3～4年セミナーは継続して、特に事業者向けにされていらっしゃると思うのですけれども、実際これによって何か、直接的に何かこれによって着工数が増えたのでなかなか難しいとは思いますが、エコハウスはどれぐらい何か増えたのかのような何か、因果関係のようなところが少しでも何か分かればいいかなというものと、あと、結局そこを増やしていこうとすると、やはりなかなか物価高騰でエコハウス造るにしてもやはり、通常の家を建てるとは値段が上がってくる中で、国の補助金の制度とかもあるのですけれども、新潟市として、ほかの部署でそういった補助制度を拡充したいとかのような動きというものが、このセミナーをやることの波及の効果として、何か生まれたのかのようなことがもしあるようでしたら教えていただけるといいかなと思っています。

それで3つ目ですけれども、地域コミュニティ活動の振興の事業の地域活動の支援のところ、デジタル化支援の検討を進めるということがあるのですけれども、ちょっとこれ、令和8年度は検討段階のものだとは思いますが、自治会・町内会とかコミ協さんがそういったデジタルサービスとかを利用する時の

補助事業にはなると思うのですが、何かここはいろいろな事業者さんがこの自治会・町内会のデジタル化支援のようなことで売り出しされていて、たぶん、新潟市のコミ協さんとかでも、何か結構それを売り込みされているところはあるようなのですが、そういったことはなかなか費用も高額になったりとか、過重なものを入れるとけっきょく使えなかったりというところがあったりするのですが、この検討段階のところで、そこを言われたものをそのまま補助するというよりかは、どういうふうにそれがしっかり使えるのか。運用できるのかのようなどころまで支援できるような体制とかもセットでないと、なかなか補助した方がいいものの、結局使えないようなことが起こりうるのではないかなというものはちょっと危惧をしています。

それで最後に、15の環境教育・環境学習に対する支援のところですが、これもちょっと現状はどうかかなというところのご意見として伺えればよいと思っておりまして、このESD学習・環境学習モデル支援校と、人材育成と実践のところで、固定化する傾向があると、たぶんいろいろなことで、だいたい、やる気のある人がいればそれが進むけども、そうではなければなかなか進みにくいというものもあると思うのですが、この「未実施」の何か理由のようなことが何か推察されることがあればぜひお聞かせいただければと思っています。

ちょっと長くなりましたが以上4点お願いいたします。

○ 関谷会長: よろしく申し上げます。

○ 野口ゼロカーボンシティ推進室長: 環境政策課でございます。ご質問いただきました。

地球温暖化対策の10番、11番ですと、こちらにつきまして今まで何をしてきたという部分と成果というところかと思えますけれども、プラットフォーム会議につきましては、令和2年からパートナーシップ会議をスタートしておりましてこれまでにしましては、比較的に先ほどお話のあった関係者の皆さんと課題につきまして他都市の先進事例ですとか、まず、勉強会的な要素が非常に多かったと思います。

それで、令和7年度からはさらにそれをもう一歩進めてということで、経済部とも協力をしまして、より実践的にというか、何か1つ事業を作っていけないかということで、取り組みをこれから進めていこうというふうに思っています。

それで成果というところでは、勉強会だけでなく、事業者同士がそれぞれ委託業者を介しまして、個別にいろいろ協力をなさって、それで個別の事業を展開されたケースもあるのですが、今、地域脱炭素ということで、より一層動きがほかの都市も含めて激しくなっていますので、新潟市としてもこのプラットフォームを活用してより一層、活動を進めていきたいと思っています。

エコハウスのほうにつきましては、先ほどお話のあったとおり、事業者の皆様を対象とした講座がここ数年続いております。

令和5年、令和6年と、年2回ほどでしょうかね。1つのセミナーで2講座のようなかたちでセミナーを

進めてきています。事業者の皆様が集まっていたというのは、やはりおうちを建てるという時には、事業者の皆様の、施主の皆さんへの営業とか、そういったところが非常に重要だろうということで、事業者の皆さんに集まっていたら研修をしてセミナーに参加いただいて、高性能住宅についてということで、断熱化とか、そういったところをお話しさせていただいています。おっしゃるとおり、昨今は非常におうちを建てるにも、人件費もそうですし、資材費も高騰しているということで、値段との交渉というのがいばん難しいと思うのですが、その点につきましては、建築部でも、リフォームに関する補助を持っていたりとか、あと、新潟市でも、太陽光発電の補助であるとか、あとは国とか県の補助もぜひ活用していただきながら、高性能住宅に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

すみません。ちょっと雑多な回答ですがこのような感じでよろしいでしょうか。

○ 石本委員：はい。ありがとうございます。

○ 上村市民協働課長：市民協働課でございます。14 番の地域活動の支援というところで、デジタル技術の活用でいろいろな事業所が売り込みに来っていて、それで過重なものを買ってしまうのではないかとということとか、どういうことに使えるのかどうかという、寄り添った支援が必要でないかというご意見があったかと思えます。

今年度の当課の事業といたしまして、自治会専用のアプリが出ていますので、そういったアプリをモデルで使っていたりとか、また、無料のいろいろ、LINE ですとか Google フォームですとかのアプリが出ておりますので、それぞれの自治会ごとにオーダーを聞き取りまして、こういったデジタル技術が活用できるかのようなアドバイスを行う事業を行っております。

それで来年度につきましてはちょっとこれはまた検討段階ではあるのですが、実際に自治会内で、デジタル化を推進するような人材を育成できる事業ができればいいなというふうに思っております。

モデル実施ですとか、人材の育成とかを経たうえで、令和9年度以降に例えばアプリの初期費用ですとか、タブレットの購入費用などの金額の補助につなげられればいいなというふうに、現段階では考えているところでございます。

○ 齋藤環境政策課主幹：環境政策課でございます。最後の ESD の関係のご質問にご回答したいと思います。

ESD の現状なのですが、私どものほうで、各小学校のほうから ESD のモデル校ということで募集をして、それで募集された事業がこちらの支給する事業と一致していれば、こちらからお金を補助金として出すというような形で実施しております。

ですので、手挙げ方式ということになっていますので、どうしてもこう、参加したいという学校が、ちょっと固定化されてしまっているということが現状ですので、今後は、各小学校のほうへいろいろ、先生方へ教育委員会などを通じて、この事業をよく知ってもらうために周知のほうを積極的に行っていきたいと思

っております。

- 石本委員：ありがとうございます。
- 関谷会長：ありがとうございます。大丈夫でしょうか。
- 石本委員：そうですね。大丈夫です。
- 関谷会長：詳細な説明をありがとうございます。ちょっと私の不手際で深刻な状況で、遅れてしまっていますので、少し急ぎ気味にいきたいと思います。

では、次の報告に移らせていただきたいと思います。(4)製品プラスチック分別収集・再商品化実証事業について事務局から説明をお願いします。

■ (4)製品プラスチック分別収集・再商品化実証事業について

- 堀内循環社会推進課長：製品プラスチック分別収集・再商品化実証事業について、配布資料の、**資料6-1**、A4の縦の資料と、**6-2**、A3の横の資料に基づきまして、ご説明をいたします。

資料、まず**6-1**をご覧くださいと思います。資料の概要のところに記載しておりますとおり、パケツやハンガー、歯ブラシといった「製品プラスチック」については、現在のところ燃えるごみとして収集して焼却することで、発電として活用しております。

委員の皆様はご承知かと思いますが、令和4年に「プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品プラスチックの分別収集・再商品化が市町村の努力義務となっております。

これを受けて、本市でも分別収集・再商品化に取り組むこととしておりますが、実施にあたっては課題等もございますので、地区と期間を限定し、効果の検証や課題の抽出を行うこととしたところでございます。

事業の内容につきましては、**資料6-2**に記載したとおりでございます。

時期といたしましては令和7年10月。10月一月をかけまして、各地区4回実施をいたします。

地区の選定は、市内の大半を中間処理している「歴世礦油」という事業者が東区にございます。また、「ピーエスシー」という事業者が西区に立地しております。その関係もございまして、適正な分別が見込める一戸建て比率が市内平均以上の地区である「北区の葛塚地区」と「中央区の関屋地区」の2か所としております。

収集方法は、選定地区の皆さんに負担がないように、プラスチック容器包装収集日に、一緒に製品プラスチックを搬出してもらうこととしております。

搬出されたプラスチックは、中間処理業者に搬入のうえ、組成調査等を行い、検証項目として記載している項目等を検証する予定でございます。

選定地区にお住いの皆様にお配りした資料がこの資料6-2でございまして、開いていただきますと、今回の実証事業で「出せるもの」「出せないもの」を分かりやすくイラスト入りで表記しております。

お住いの方にもご理解いただけるかと思います。

今回の実証事業での検証結果は、年明けには判明する予定でございます。この結果を分析し、本市の状況に適したプラスチックの分別収集・再商品化が実施できるよう検討していく予定でございます。

製品プラスチック分別収集・再商品化実証事業の説明につきましては以上でございます。

- 関谷会長：ありがとうございます。皆様から、質問、ご意見等ございますでしょうか。

では、私のほうから1点よろしいでしょうか。先ほどの説明でも非常によく分かったのですが、まず、ピーエスシーという企業がどのようなある種、その企業特性があるのかという話を聞かさせていただきたいことと、あと、検証項目の中に経済性という、ざっくりとした指標があるのですが、この場合の経済性というものはどのような観点から算出されるものなのかという。この2点ちょっと教えていただきたい。

- 堀内循環社会推進課長：1点目のピーエスシーでございますが、西区の海岸沿いといいますかね、西蒲区のほうに向かう砂丘など見ながらドライブできるいい道がございまして、その道沿いに立地している企業でございまして、容器包装リサイクルでこの中間処理をする業者として本市が委託をしている業者です。このピーエスシーの仕事内容としましては、仕事は全部、新潟市の仕事です。新潟市の仕事のみで成り立っている会社でございます。

障がいをお持ちの皆様も雇用されて、十数人で稼働している会社でございます。

2つ目の経済性でございますが、その収集運搬。特に収集運搬で、どれだけこう、経費がかかってくるとか、例えば、ごみのゲージ。ごみの集積場になってございますが、それがその現在の容量で足りなければ経費としてかかってくるかですね、なによりもその中間処理業者にお支払いをしなければならない、分別にかかる経費がどれぐらいになるかとか、もろもろこの製品プラスチックの導入にあたってどれほどの経費がかかるかを算出するというものが経済性のところかなと思っています。

現在との違いがどれだけ出るかというところでございます。

- 関谷会長：ありがとうございます。ここに販売とか、商品化的な要素も書いてあったので、そういうそのただ・ただ処理するだけではなく、付加価値のようなものを想定しているのかと思って伺いたのですが。そういうわけではない？
- 堀内循環社会推進課長：すみません。説明不足でございました。再商品化、まさにその部分も入ります。
- 関谷会長：ああ。どうも。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

- 斎藤委員:このピーエスシーなのですけども、402 号線沿いにあるところで、お隣が、不二産業さんの生ごみの堆肥化する施設が並んでおります。

それで私たち、地元のコミ協のエコ環境運動のところで、見学に行ったことがあるのですが、本当にプラを集めて、ぎゅっと塊にしてそれを売るといふ、そういうところですよ。

暑いところでも頑張ってお仕事されているし、しっかりした会社だと思います。以上です。

4. 閉会

- 関谷会長:ほかにいかがでしょうか。

ないようでしたら本日の審議はこれをもって終了させていただきたいと思います。

- 小泉環境部長:本日も非常に闊達なご審議をいただきましてありがとうございました。

清掃審議会の委員の皆様の任期満了に伴いまして、このメンバーによる開催は今回が最後となりました。お礼のあいさつを一言申し上げさせていただきたいと思います。

関谷会長、委員の皆様におかれましてはこの 2 年間、本審議会の運営にご協力をいただきましてありがとうございました。2 年間の任期の間、本日を含めまして 6 回の審議会を開催させていただきました。昨年度は、特に一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの年にあたっておりまして、半年間、集中的なご審議をいただき、答申を得ることができました。

ご審議の中では、計画はもとより、廃棄物行政に対して多岐にわたり、ご意見やご提案を頂戴いたしました。それらを本市の廃棄物行政の施策に生かして参りたいと思います。食品ロスの削減やプラスチックの排出抑制などまだまだ解決すべき課題が残っております。持続可能な社会の実現を目指して、今後も計画目標の達成に向けた取り組みを着実に進めて参りたいと考えております。

結びとなりますけれども、本審議会の発展と委員の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、お礼のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。